

## 苫小牧市生涯学習人材バンクに関する要綱

### (目的)

第1条 苫小牧市生涯学習人材バンク（以下「バンク」という。）は、生涯学習に関わる分野の専門的な知識や経験、技能などを有している指導者を募集及び登録し、その情報を広く市民に公開、活躍の場を提供することで、市民の多様な生涯学習活動の支援と推進に寄与することを目的とする。

### (事務局)

第2条 バンクの事務局（以下「事務局」という。）は、苫小牧市教育委員会教育部生涯学習課内に置く。

### (登録)

第3条 バンクへ登録できる分野は別表のとおりとし、登録を希望する方は、登録申込書及び写真、SNSなど活動の様子がわかる資料（団体においては、規約や会員名簿なども含む）を添付のうえ、事務局に提出しなければならない。

2 バンクへの登録は、随時受け付けるものとする。

3 バンクに登録できる方は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市にゆかりのある（在住・在勤・在学・出身者、活動の拠点を置いている）生涯学習活動団体または個人とする。

(2) 生涯学習活動に関わる分野において、学識と技能、豊富な経験を有し、市民の依頼に応じて講師として指導・助言ができること。

(3) その他、事務局が適当と認める団体または個人とする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、バンクへの登録を拒否することができる。

また、登録後においても次の各号に該当することが判明したときは、抹消する。

(1) 偽りまたは不正の手段により登録したとき。

(2) 政治もしくは宗教活動を目的としたとき。

(3) 営利活動を主とした目的のとき。

(4) 青少年の健全育成を阻害またはその恐れのあるとき。

(5) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

(6) その他、事務局が不相当と判断したとき。

5 バンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

### (通知・公開)

第4条 事務局は、登録申込みのあった団体または個人（以下「登録申込者」という。）をバンクに登録したときは、登録通知書にて通知する。

また、登録申込者の同意を得ている情報（氏名・写真・ジャンル・プロフィール・アピールポイント等）については、市のホームページ等で公開する。

2 事務局は、登録申込者をバンクに登録しなかったときは、その理由を付して登録申込者へ通知する。

### (登録内容の変更)

第5条 バンク登録者（以下「登録者」という。）は、当該登録情報に変更が生じたときは、速やかに登録内容変更申請書を事務局に提出する。

2 事務局は、前項の規定により、登録者から変更の申請を受けたときは、随時登録情報を変更する。

### (登録情報の更新)

第6条 事務局は、定期的に登録者に対し更新確認を行う。

(登録の抹消)

第7条 登録者は、登録を抹消するときは、抹消届出書を事務局へ提出する。

2 事務局は、登録を抹消したときは、その旨を登録者へ通知する。

3 事務局は、第3条第4項の各号のいずれかに該当したときも、前項と同様に登録者へ通知する。

(利用方法)

第8条 市民が開催する催し物・行事等に登録者を招聘することができるとともに、苫小牧市教育委員会が主催する事業などにおいて、積極的に活用する。

(登録者の招聘)

第9条 招聘を希望する市民は、事務局へ依頼するが、事業実施に関する事項については、当事者間で行うこと。

(経費)

第10条 登録者を招聘するにあたって発生する経費については、当事者間で相談、決定のうえ、招聘する団体または個人が負担する。

(個人情報)

第11条 バンクを通じて知り得た個人情報については、この要綱に規定する目的以外には利用しない。

(免責)

第12条 事務局は、故意または重大な過失がない限り、登録者及び利用者並びに第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表 (第3条関係)

苫小牧市生涯学習人材バンク登録分野一覧

| No | 分野                    | 内容 (例)                                            |
|----|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 1  | 教育一般<br>(家庭教育・社会教育など) | 子育て、読み聞かせ、カウンセリング、語学・国際理解 など                      |
| 2  | スポーツ・レクリエーション活動       | 空手、少林寺拳法、ヨガ、ピラティス など                              |
| 3  | 教養・趣味                 | 文学・文芸、古典、俳句、短歌、川柳、郷土史、囲碁、将棋、カラオケ、麻雀 など            |
| 4  | 生活実務                  | 料理、和裁、洋裁、編み物、手芸、パッチワーク、着付け、手話、ネイル、パソコン、そろばん、漢字 など |
| 5  | その他                   | 上記以外で事務局が認めるもの                                    |